

議案第 59 号

大野市部活動地域移行検討委員会設置要綱案

令和 4 年 9 月 26 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

大野市立中学校における部活動の段階的な地域移行を円滑に進めるに当たり、
検討委員会を設置する必要があるため

大野市教育委員会告示第 号

大野市部活動地域移行検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年9月 日

大野市教育委員会

大野市部活動地域移行検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 大野市立中学校において、部活動を地域のスポーツ団体や文化団体（以下「関係団体」という。）等での活動に移行（以下「部活動の地域移行」という。）するに当たり、部活動の地域移行に関する準備や諸課題について検討するため、大野市部活動地域移行検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 部活動の地域移行に係る調査研究に関すること。
- (2) 部活動の地域移行に係る仕組みづくりの検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、部活動の地域移行に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 関係学校の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。